

# 人材開発支援助成金（制度導入コース）

## 教育訓練等休暇制度

平成29年4月1日改正

従業員から、自社の仕事に必要な研修・セミナー等を受講したいと申出があった場合に、会社として休暇を認める制度を規定し、運用することで支給されます。

### <チェック項目>

- ☑ 雇用保険・社会保険に加入している会社  
※社会保険は加入義務がある場合（法人等）
- ☑ 職業能力開発推進者を選任していること
- ☑ 事業内職業能力開発計画を作成していること
- ☑ 過去に企業内人材育成推進助成金・  
キャリア形成促進助成金（教育訓練等休暇制度）を受給していないこと

### 支給対象になる制度とは・・・

- ・全労働者を対象とする制度であること
- ・就業規則に休暇の制度を規定すること
- ・客観的に見て実態のある研修・セミナーを受講すること
- ・述べ5日以上休暇を取得させること（実績が必要）  
※従業員数が20人以上の場合は取得実績の要件が増加します

助成額

制度導入・実施で

47.5 万円 (60) 万円

※(生産性要件達成時)

助成金の制度、要件等は資料作成当時のものです。現在ご覧になっている助成金の制度、要件等が変更になっている可能性があります。詳しくは弊法人助成金担当または労働局へ直接お問い合わせください。